

安全・安心なまちづくり 全国展開プラン (平成17年6月)

これまでの主要な取組結果

本資料は、事務局において、これまでの取組を総括したものである。

第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開

1 安全・安心なまちづくり国民運動の展開

- 内閣官房都市再生本部事務局(現地域活性化統合事務局)において、「**全国都市再生モデル調査**」(H15～)を実施し、地域の自由な発想と創意工夫に基づく先導的な都市再生活動を支援する中で「安全・安心なまちづくり」に関する地域住民、ボランティア団体等の活動に対する支援を推進。
- 内閣総理大臣による「**安全・安心なまちづくり関係功労者表彰**」を実施(H18～)。
- 「**安全・安心なまちづくりの日**」を制定するとともに、関連行事として開催される防犯ボランティアフォーラム等を通じ、安全・安心なまちづくりを普及・促進(H18～)。



2 防犯ボランティア活動等の支援

- 警察庁、消防庁、文部科学省等が連携しつつ、地域安全・安心ステーション推進事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業等を推進し、防犯ボランティア等の活動のより一層の活発化を支援。
- 警察庁と消防庁が連携し、「自主防犯ボランティア活動支援サイト」と「災害ボランティア・データバンク」をリンクするなどして、自主防災組織の活動等の調整を行う「防災コーディネータ」と防犯ボランティアとの連携を推進。

3 官民協働体制の構築に向けた環境整備

- 地域住民がインターネット等を通じて地域安全情報を行政と共有できる「**地域安心安全情報共有システム**」について、希望する地方公共団体へ無償配布を推進。
- 「**歌舞伎町ルネッサンス推進協議会**」(H17.1～)に対し、内閣官房地域活性化統合事務局、警察庁、消防庁、経済産業省、国土交通省がオブザーバーとして参加。

第2 住まいと子どもの安全確保

1 犯罪に強い住宅街の整備

- 「まちづくり交付金制度」を活用した防犯灯・防犯カメラの設置を推進。
- 警察庁、国土交通省、経済産業省及び建物部品関連の民間団体から成る「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、防犯性能試験に基づいて作成している「防犯性能の高い建物部品目録」を随時更新するとともに、**標章(CPマーク)**を作成するなどして防犯性能の高い建物部品の普及を促進。



CP=Crime Prevention

合計17種類 3,758品目が目録に掲載(H20.3.31現在)

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「住宅性能表示制度」において、「防犯に関すること」として開口部の侵入防止対策を性能表示事項に追加し(H18.4施行)、防犯に配慮した住宅の普及を促進。

2 地域ぐるみで行う子どもの安全確保

- 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業において、ボランティアで学校の巡回・警備等に従事する「スクールガード・リーダー」等の活用を推進。

【スクールガード・リーダー数】

17年度	18年度
955人	2,651人

【巡回等小学校数(割合)】

17年度	18年度
6,226校(27.2%)	16,953校(76.0%)

- 退職した警察官等を「スクールサポーター」として委託し、犯罪防止教育の支援、地域安全情報の提供等を推進。

《行動計画に関連した政府全体の取組》

◆ 子どもの安全・安心を確保するための取組

- 平成17年11月頃から、子どもが被害者となる事件が頻発したことを受け、すべての小学校区における全通学路等の緊急安全点検等の「緊急対策6項目」を含む登下校時の子どもの安全確保等のための対策及び犯罪から子どもを守るための総合対策を盛り込んだ「**犯罪から子どもを守るための対策**」を取りまとめ、犯罪対策閣僚会議(第6回)へ報告(H17.12)。
- 子どもの非行防止・犯罪被害防止の両面での取組を加速化するとともに、特に「地域社会」における取組を強化・支援するための方策として「**子ども安全・安心加速化プラン**」を取りまとめ、犯罪対策閣僚会議(第7回)・青少年育成推進本部(第3回)合同会議において了承(H18.6)。

第3 健全で魅力あふれる 繁華街・歓楽街の再生

1 違法性風俗店、暴力団、不法就労等に対する 取締りの強化

- 人身取引等の被害者の早期保護等を図るため、「匿名通報モデル事業（通称：匿名通報ダイヤル）」の運用を開始（H19.10～）。

運用開始から6か月間の通報受理件数

307件（うち4件が被疑者の検挙や被害者の保護につながった。）

- 法務省、警察庁、厚生労働省が連携し、不法就労外国人や悪質なブローカー・雇用主等に関する緊密な情報交換を推進。

2 街の犯罪インフラの根絶

- 繁華街・歓楽街を再生するため、都道府県警察に対し、飲食店等に対する暴力団の不当要求阻止に向けた暴力団排除活動の推進を指示（H17）。
- 内閣官房地域活性化統合事務局、内閣府、経済産業省等が連携し、「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」における家守事業推進チーム「喜兵衛プロジェクト」（H17.9～）への積極的な参画や、地域再生計画の認定等の支援を通じ、空きビル・空き店舗について、地域特性に応じた適正な用途のテナント入居のための取組を促進。

3 迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化

- 中小商業活力向上事業（旧少子高齢化対応中小商業活性化事業）において、安心・安全なまちづくりを通じたにぎわい回復を目指し、街路灯、防犯カメラ及び防犯カメラ付きアーケード等の設置を促進（H18～）。

平成20年5月現在までに、全国59の商店街において、街路灯、防犯カメラ及び防犯カメラ付きアーケード等の設置を支援。



【アーケードに設置された防犯カメラ】

- 新駐車対策法制（H18.6施行）の下、駐車監視員による確認事務の適切・円滑な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及等を通じ、違法駐車対策を推進。